

### 第33回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年5月26日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 村 田 直 樹

農地係 前 田 一 成

## 5 議 事

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  |         | 総会成立報告                                     |
| 日程第 2  |         | 開会   |
| 日程第 3  |         | 議事録署名委員の指名                                 |
| 日程第 4  |         | 会期の決定                                      |
| 日程第 5  |         | 会務報告                                       |
| 日程第 6  | 報告第 1 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 7  | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について                               |
| 日程第 8  | 議案第 2 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について          |
| 日程第 9  | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                     |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について                     |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画作成要請について                          |
| 日程第 12 |         | 次回総会日程について                                 |

事務局 長

第33回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。  
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。  
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。  
例年より早い季節の流れが続き、草木が生い茂る時期を迎えました。  
何かとお忙しい中、本総会にご出席いただきありがとうございます。  
私事ではありますが、先月の総会を始め、色々な行事に不参加という事態を招き大変申し訳ございませんでした。体調は、それほど悪いものではなく軽い症状で済みました。5類に移行する前のため、保健所の指導により外出しないように過ごしておりました。  
6月の声を聞くと1番草の収穫作業の準備と何かと忙しい日が続きますが、1年間の粗飼料の良し悪しが決まる1か月であります。事故等に十分気を付けて作業をしていただきたいと思います。  
本日は、報告1件、議案は5件提案させていただいております。  
慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。  
本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、11番阿部委員、1番嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。  
本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

5月9日「令和5年第1回浜中町議会臨時会」が役場本庁で開催され、私が出席しております。

4月23日執行の浜中町議会議員選挙後、初の議会招集ということで、議長、副議長の選挙、常任委員会及び議会運営委員会委員の選任などが行われ、引き続いて町長より専決処分の報告、財産の取得、一般会計補正予算、監査委員の選任同意などが提案されました。

既にご承知かと存じますが、議長には〇〇〇〇氏、副議長には〇〇〇〇氏、監査委員には〇〇〇〇氏が選任されております。

5月9日「浜中町農業者年金協議会役員会」を茶内支所で開催し、白川会長、宮崎委員、嵯峨委員、新井委員と事務局2名が出席しております。

昨年度はパークゴルフ大会のみの実施でしたが、今年度は4年ぶりにパークゴルフと親睦会という従来の形での実施をいたします。

開催日時は6月2日、金曜日でございますが、周知については、5月15日の自治会配布にて参加募集チラシを配布しております。

5月10日「土地の現況証明願いに係る現地調査及び農地部会現地調査」を浜中地区と熊牛地区で実施しております。

〇〇〇〇氏と〇〇〇〇〇氏より売買の申出のあった農地の評価と、〇〇〇〇氏より願出の現況証明願いによる現地調査を行っておりますが、詳細については報告第1号と議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

5月16日～18日「令和5年度農業者年金業務新任職員研修会」が札幌市で開催され、前田主事が出席しております。

研修会では、新任職員を対象とした農業者年金制度について、研修が行われております。

5月23日「浜中町鳥獣被害防止対策協議会総会」が茶内支所で開催され、私が出席しております。

5月24日「浜中町農業協同組合第76回通常総会」が茶内コミュニティセンターで開催され、白川会長が出席しております。

5月24日「令和5年度浜中町津波防災避難訓練」が実施され、事務局3名が出役しております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議長 事務局より報告が終わりました。  
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第1号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされて

おります。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う1件の調整報告であります。

整理番号1は、浜中桜西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転に係るあっせんの申出があったものでございますが、〇月〇〇日に、近隣農家の〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏を交え農地利用協議を行う予定でしたが、〇〇氏が辞退したため、参集者は〇〇氏のみとなりました。〇〇氏に意向確認を行ったところ、購入を希望している旨の申し出がありましたので、〇〇氏に利用権を移転することとなりました。

現地調査につきましては、〇月〇〇日に農地部会と事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇〇〇万〇〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。

土地の詳細につきましては、議案書2ページから3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
それでは、これから報告第1号の質疑を行います。  
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、1件の現況証明願でございますが、浜農委〇―〇号の願い出人は、姉別南〇線〇〇番地〇、〇〇〇氏、願い出地は熊牛東〇線〇〇番、〇筆、面積〇〇〇〇〇㎡で、未利用地の現況地目の確認をするものでございます。

現地調査につきましては、農地部会、事務局2名により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

前田主事 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。  
調査委員の方々、何かありませんか。

各委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから議案第1号の質疑を行います  
議案第1号について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立  
状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされてお

ります。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は浜中東〇線〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。  
議案第2号について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定〇件の許可申請でございますが、整理番号1は、浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏所有地、対象地は、浜中東〇線〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇氏

に賃貸借による権利の設定、

整理番号2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は、茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇m<sup>2</sup>で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

前田主事 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
続いて、担当委員より補足説明を受けます。  
整理番号1について、5番百々委員、お願いします。

百々委員 〇〇〇〇は労働力も十分にあり草地管理技術も優れておりますので許可することに問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
次に、整理番号2について、1番嵯峨委員、お願いします。

嵯峨委員 整理番号2は、〇〇〇〇氏が茶内地区に飛び地として持っている農地を、隣接地する農地を持つ〇〇〇〇氏に賃貸借をするものであります。〇〇氏は、昨年茶内第一地区の農地を借入しているので、こちらの農地を賃貸借しても農地が不足する状態ではありません。〇〇氏は近年牛舎を新設しまして、農地の拡大も規模拡大により必須となっておりますので許可することに問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
それでは、これから議案第3号の質疑を行います。  
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。  
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。



各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案の通り可決されました。

日程第10 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と  
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその  
内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許  
可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、  
農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県  
知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当  
該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされておしま  
す。

本案は1件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、西円朱別西〇〇  
線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で、経営規模拡大により、農業用施設(〇〇・〇〇〇〇・  
〇〇〇)を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積  
〇〇〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、橋場委員、妹尾委員、事務局2名により、  
〇月〇日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で  
定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては前  
田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。

調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第4号の質疑を行います。  
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は、原案の通り可決されました。

日程第11 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題としま  
す。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を  
御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係  
の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、同条第  
2項で規定する農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するもの  
とする。」としております。

本案は、所有権移転○件、利用権移転○件、の農用地利用集積計画書の作成要請  
でございますが、整理番号1は、浜中桜西○○番地、○○○○○氏所有地、浜中東  
○○○番、○筆、面積○○万○○○○○㎡で、この土地を浜中東○○番地、○○○  
○氏に所有権の移転、

整理番号2は、浜中東○線○○番地、○○○氏所有地、浜中東○線○○番○、ほ  
か○筆、面積○万○○○○○㎡で、この土地を浜中東○線○○○番地、○○○○氏  
から浜中東○○番地、○○○○氏に利用権の移転をするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画  
を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては前  
田主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進  
法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申  
し添えいたします。

前田主事 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
それでは、これから議案第5号の質疑を行います。  
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。  
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

事務局 日程第12 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会について、6月30日、金曜日、午前10時からを提案します。

議長 事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、6月30日、金曜日、午前10時からということでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、6月30日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。  
これで、第33回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時00分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

11番 阿部栄子

浜中町農業委員会

1番 嵯峨弘巳